

岐阜市行政第 1 5 8 号
平成 1 6 年 3 月 2 6 日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長 藤沢滋人 様

岐阜市情報公開審査会
会長 榊原秀訓

公文書公開請求に対する一部非公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 1 5 年 8 月 2 1 日付け岐阜市水営第 2 2 0 号で諮問のあった岐阜市水道事業及び下水道事業管理者が行った一部非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政管理部行政室法規グループ

答 申

第 1 当審査会の結論

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が給水装置排水設備工事設計書（以下「本件公文書」という。）のうち不服申立人以外の個人の住所、氏名、職業、住居の間取り、給水装置及び排水設備（以下「給排水設備」という。）の配管状況等並びに施工者の名称及び技術者の氏名に関する情報（以下「本件情報」という。）を非公開とした一部非公開処分は、妥当である。

第 2 不服申立人の主張の要旨

1 不服申立ての趣旨

平成 15 年 6 月 3 日付け岐阜市水営第 4 1 号で実施機関が行った一部非公開処分は、取り消すべきである。

2 不服申立ての理由の要旨

不服申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 自分の所有する土地に入っている給排水設備等に関する情報であるので、当然その情報は見ることができるはずである。
- (2) 自分の所有する土地を利用して建物を建てる時に、給排水設備の深さや幅等の利用制限が分からない。
- (3) この土地を利用するときに、本件公文書からは読みとれない情報を確認するために施工者の名称等も公開が必要である。

第 3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 岐阜市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第 6 条第 1 項第 2 号について

本件公文書の記載事項のうち土地又は建物の所有者である不服申立人本人の住所及び氏名以外の情報は、不服申立人以外の他人である申込者の給排水設備の設置場所、工事箇所、施工図等及び技術者の氏名に関する情報で、これらを公開することにより申込者の住居の間取り、給排水設備の設置状況等その資産状況が判明しうるものであり、一般的に本人以外の者が知り得る内容ではないので、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたいと認められるものに該当する。

- (2) 不服申立人と本件情報との事情

実施機関では、給排水設備を他人の所有する土地又は建物に設置するときには、権利関係の確認のため、本件公文書にあるように土地又は建物の所有者の住所及び氏名を記載することとしている。この場合、当該所有者は、自ら所有する土地又は建物に給排水設備を設置させることとなるため、通常申込者との間で当該設

置に係る協議をし、承諾を行っている等本件工事に関し何らかの利害関係を有していると考えられるが、このことは、情報公開条例の規定により本件公文書の公開を受けることができることまでを意味するものではないと考えられる。

第4 当審査会の判断

1 本件公文書の性質

本件公文書は、給排水設備の工事を施行するに当たり、岐阜市水道給水条例第6条第2項又は岐阜市下水道条例第13条第2項の規定によりあらかじめ実施機関の設計審査を受けるため、岐阜市水道給水条例施行規程第5条第1項又は岐阜市下水道条例施行規程第11条第1項の規定により、当該工事の申込者から提出させるものであり、岐阜市指定給水装置工事事業者及び下水道排水設備指定工事店を通して工事申込書及び施行承認申請書とともに提出され、工事完成検査後、実施機関において保有しているものであり、情報公開条例第2条第1号の公文書に該当する。

2 情報公開条例第6条第1項第2号の該当性について

本号に該当するためには、本件情報が「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別されうるもののうち通常他人に知られたいと認められるもの」でなければならない。

本件公文書の記載事項のうち土地又は建物の所有者欄に記載されている不服申立人本人の住所及び氏名以外の情報は、工事の申込者の住所、氏名、職業、住居の間取り、給排水設備の配管状況等並びに施工者の名称及び技術者の氏名である。このうち、住居の間取りや給排水設備の状況等の情報については工事の申込者の所有する資産の状況が判明しうるものであり、また、工事申込者の職業及び施工者の技術者の勤務先、給排水設備に係る工事等の施工者名についても、一般的には秘匿され、本人以外の者が知り得る情報ではない。よって、これらの情報は、特定の個人が識別され、又は識別されうる情報であって、通常他人に知られたいと認められるものに該当する。

本号においては、個人情報であっても非公開とすることができない例外的な情報として、同号ア、イ及びウに掲げる情報が定められているが、本件情報は、同号ア及びウに該当しないし、同号イについても、同規定が不特定又は多数の者の利益を守る必要があると判断される場合に適用される規定であることから該当するとはいえない。

以上より、本件情報は、情報公開条例第6条第1項第2号の規定に該当すると認められる。

3 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

4 付言

当審査会は、本件非公開処分に対し、適正な情報公開及び不服審査の確保の観

点から、実施機関に次のとおり付言する。

不服申立人は、本件不服申立ての趣旨として、今後この土地を利用するときに必要な、自己が所有する土地を通っている給排水設備に係る部分の情報の開示を求めていることを陳述している。

下水道法は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、並びに公共用水域の水質の保全に資することを趣旨としており、このような公共性の実現の趣旨に基づき下水道の受忍義務に関する同法第11条第3項の規定が定められている。本件情報に係る排水設備については、同項の規定に基づき、隣地所有者は不服申立人の所有する土地を使用しているものと考えられる。そうすると、隣地所有者は、土地の使用が認められる代わりに、同項後段の規定により不服申立人に対して、その旨を告知する義務を有している。

また、給水装置に関しては、下水道法のような規定はないが、他人の承諾が得られないために給水装置を設置できなければ、日常生活に重大な支障を来すことになると思われる。この場合には、民法の相隣関係に関する定め趣旨に鑑みて、一般的に隣地にその所有者の承諾を得て給水装置を設置することが認められていると考えられ、給水装置を設置しようとする者は、設置の承諾を得るためには、当然その埋設をする位置等を知らせる必要がある。

さらに、不服申立人が将来当該土地に建物を建築する等の事情により当該土地を使用する場合には、当該土地に埋設物があれば、当然それを前提として建築工事を行わざるを得ないものと考えられる。

以上述べたように、本件のように給排水設備の設置について土地の所有者に負担を与えている場合にあっては、その土地の所有者は、当該給排水設備の配管状況等の情報を自己の所有する財産の状況に関する情報として知り得る立場にあることは首肯できる。

実施機関は、本件に関し土地又は建物所有者名についてのみ、情報公開事務の手引（平成13年1月岐阜市作成）20ページ中の「本人がこの条例により自己の情報の公開を請求したときは、実施機関は、個人情報保護条例により申請するよう助言しなければならない」との記述の趣旨に則り、不服申立人である請求者の意図を汲んで、個人情報の開示請求であるとして個人情報保護条例による開示の決定を行っている。

この取扱いの趣旨は、個人情報保護条例に規定する自己情報の開示請求権に配慮し、少しでも請求者に便宜を図ろうとするものである。しかし、本件については、実施機関の陳述からは、この取扱いについて不服申立人に対して十分説明された経緯はうかがえず、そのため、今回、個人情報の非開示に対する不服申立てはなされなかったものである。

以上の経過を見ると、本件にあっては、不服申立人の陳述の趣旨に適合するように、情報公開条例ではなく、個人情報保護条例に基づき個人情報の開示範囲の広狭を争うという手段を選択できるよう対応すべきであったのではないかと思う

ところである。

第5 審査会の審査経過等

平成15年	5月23日	公文書公開請求
	6月3日	実施機関の一部非公開処分決定
同年	8月4日	不服申立て
	同月21日	諮問
	同月25日	実施機関に一部非公開処分に係る陳述書の提出依頼 通知
同年	9月3日	同陳述書提出
	同月5日	同陳述書受付
	同月10日	同陳述書の写しを審査会委員及び不服申立人に送付
	同月24日	審査会開催。実施機関及び不服申立人から意見聴取
同年1	2月12日	審査会開催
平成16年	2月13日	審査会開催
	3月26日	答申